

受信方法に応じた地デジへの対応方法と支援策

アナログの受信方法	デジタル化の対応方法	国の支援策等
アンテナによる直接受信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じてUHFアンテナ設置・調整 ○ 電波が届かない「新たな難視」地区の場合は、総通局・放送局が地元と対策手法を調整中 (対策手法) <ul style="list-style-type: none"> ・中継局の設置 ・高性能アンテナへの取替え ・ケーブルテレビへの加入 ・共聴施設の新設 	<ul style="list-style-type: none"> → エコポイントの活用によるアンテナ工事(自治体の独自支援あり) → 中継局整備支援(補助率2/3) → 高性能アンテナ支援(補助率2/3) → ケーブルテレビ加入支援(上限3万円) → 共聴新設支援(補助率2/3)
辺地共聴施設(NHK共聴) <ul style="list-style-type: none"> ・NHKのエリア外において、NHKと地元視聴者が設置・運営 ・全国約7800施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHKが責任をもって計画的に対応(民放視聴のための一部施設は住民負担) 	<p style="text-align: center;">—</p>
辺地共聴施設(自主) <ul style="list-style-type: none"> ・地元視聴者が設置・運営 ・全国約12000施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、施設のデジタル化改修、又は、ケーブルテレビ移行 	<ul style="list-style-type: none"> → 世帯当たり負担3.5万円を超える場合、国が支援(補助率1/2)(NHK、自治体の独自支援あり)
受信障害対策共聴施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ビル陰の原因者が設置・運営(一部施設は渡しきり補償) ・全国約5万施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの場合は、受信障害が解消されるため、多くは直接受信に移行(UHFアンテナの設置)、ケーブルテレビ移行も ○ 受信障害が残る場合は、施設のデジタル化改修、又は、ケーブルテレビ移行 	<ul style="list-style-type: none"> → すべての施設を対象に国が支援(補助率1/2)
集合住宅共聴施設 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲は管理組合が運営、賃貸はオーナーが運営 ・全国約200万棟 	<ul style="list-style-type: none"> ○ UHFアンテナが新たに必要となる南関東を中心にデジタル化改修が必要 ○ 強電界地域では各戸で簡易アンテナ受信も可 	<ul style="list-style-type: none"> → 世帯当たり負担3.5万円を超える場合、国が支援(補助率1/2)
ケーブルテレビ <ul style="list-style-type: none"> ・全国2300万加入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケーブルテレビ会社がほぼ対応済み 	<ul style="list-style-type: none"> → ICT交付金による整備支援(H21年度迄)

(注1) 新たな難視対策・辺地共聴対策がアナログ停波に間に合わない場合、暫定的に衛星放送による対策を実施(2015年3月迄)

(注2) NHK受信料全額免除世帯を対象とした支援は、チューナーの無償給付の他、必要に応じて、アンテナの改修、共聴施設の改修経費の給付(支援対象世帯の負担分のみ)、ケーブルテレビの改修経費の給付等を実施。